

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年8月1日～令和8年7月31日までの 5年間
2. 内容

目標1:職員全体の残業時間を月平均10時間以内とする。

<実施時期・取組内容>

- 令和3年8月～所定外労働の原因の分析等
- 令和3年8月～各部署における問題点の確認・検討

目標2: 管理職に占める女性割合を50%以上にする

<実施時期・取組内容>

- 令和3年8月～女性管理職がメンターとなり人材育成を図る
- 令和3年8月～経営層による女性活躍に関する意見交換の実施

女性活躍推進法に基づく情報の公表

公表日:2024年12月10日

1. 管理職に占める女性労働者の割合

管理者数	女性管理職	女性比率
14名	6名	43%

2. 労働者の一月当たりの平均残業時間.....5.3時間

3. 男女の賃金の差異(男性の賃金に対する女性の賃金の割合)

区分	男女の賃金の差異
全労働者	98.8%
正職員	102.3%
パート職員	90.5%

対象期間:令和5事業年度(令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

賃金:基本給、超過労働に対する報酬、賞与等を含み、退職手当、通勤手当等を除く

正職員:出向者については含まない

パート・有期職員:パート職、嘱託職員を含み、派遣社員を除く